

食品表示法に基づく指示・公表及び回収等命令の指針

- 第1 食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針
【健康危機管理課、健康づくり推進課、くらしの安全推進課】

1 指示の指針

食品表示基準に違反している食品関連事業者に対しては、次に掲げる場合を除き、指示を行う。次に掲げる場合に指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合も指示を行う。

〔指導を行う場合〕

次に掲げる項目すべてに該当する場合は、表示事項を表示するよう、又は遵守事項を遵守するよう指導する。

- ① 食品表示基準違反が常習性がなく過失による一時的なものであること。
- ② 違反事業者が直ちに表示の是正（表示の修正・商品の撤去）を行っていること。
- ③ 事実と異なる表示があった旨を、社告、ウェブサイトの掲示、店舗等内の告知等の方法を的確に選択し、速やかに情報提供しているなどの改善方を講じていること。

2 書類の整備・保存に関する指導の指針

食品関連事業者が食品の表示に関する情報が記載された書類の整備・保存を怠っており、食品表示法の規定に基づく報告徴収、立入検査等を行った際に、食品の表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類について報告又は開示をしない場合は、当該書類を整備・保存するよう指導を行う。

3 公表の指針

- (1) 指示を行った場合には、次の①から③までの事項を公表する。なお、消費者利益の保護の観点から、違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、違反事実が確認されている場合には、指示を行わなくても①及び②の事項を公表することができる。

- ① 違反した食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- ② 違反事実（ただし、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に照らして不開示情報に該当すると判断されるような例外的な事実があれば、当該事実については公表しない。）
- ③ 指示の内容

- (2) 2の指導をした場合であって、食品の表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類が整備・保存されていないことにより、食

品表示基準に違反する蓋然性が高いときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- ① 指導を受けた食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- ② 表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類が開示されなかった場合の当該表示事項
- ③ 指導の内容

第2 食品表示法第6条第8項の規定に基づく命令等の指針

【健康危機管理課、健康づくり推進課】

1 適用範囲

この指針は、食品表示法第6条第8項の規定に基づき、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるもの（以下「特定事項」という。）に関する食品表示基準違反に適用する。

2 食品衛生法との関係

食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。）、若しくは販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならず、又はこれらの行為を禁止されている食品については、衛生上の危害を防止する観点から同法の規定に基づく措置（行政指導を含む。以下同じ。）を優先するものとする。

食品衛生法の規定に基づく措置がとられた結果、食品表示基準に違反する食品が一般に流通することがなくなった場合には、改めて食品表示法の規定に基づく措置を講ずる必要はないものとする。

なお、食品表示法で定める食品には、食品衛生法における添加物を含む。

3 回収等命令

（1）措置の検討と行政指導

食品関連事業者等が特定事項について食品表示基準に従った表示がなされていない食品を販売し、又は販売しようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、食品表示法第6条第8項の規定に基づき、食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置（以下「回収等」という。）をとるべきことを命ずることについて検討する。

ただし、消費者の安全を迅速に確保する観点から、直ちに命令を行うよりも行政指導を行うことが有効であると認めるときは、行政指導を行う。

（2）措置の要件

「消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要がある」ときとは、原則として、その違反した表示内容を信頼して飲食をする消費者にアレルギー、食中毒その他飲食に起因する健康被害が発生するおそれがあり、かつ、当該食品を消費者が既に購入している

か、又は購入可能な状態にあるときとする。ただし、それ以外の場合であっても「消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要がある」と認められるときは、回収等を命ずることができる。

この場合、①消費期限及び賞味期限に関する表示義務違反にあつては、その誤って表示された期限より前に腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがない場合、②保存方法に関する表示義務違反にあつては、その誤って表示された温度が安全性に影響を及ぼす温度より低い場合、回収等命令の要件を満たさないことに留意する。

(3) 措置の内容

措置の内容は、①既に不特定の消費者が購入し、又は一般に流通している場合にあつては既に販売し、又は出荷した食品の回収、②全購入者が特定され、かつ、一般に流通していない場合にあつては全購入者への違反内容の連絡、③店頭表示の誤りである場合にあつては店頭における表示の訂正又は商品の一時撤去等、食品の販売形態及び流通状況に応じ、適切な手法を選択するものとする。

回収等の対象とすることができる食品は、消費者に販売された食品又は食品の製造、加工（選別及び調整を含む。）若しくは輸入をする者若しくは食品の販売をする者が保有する食品であつて消費者が摂取することが可能な状態にあるもの（加熱、調理等を行うことが必要なものを含む。）及び食品の原材料又は添加物として使用可能なもの（小分けを含む。）とする。

(4) 公表

回収等命令を行ったときは、食品表示法第7条の規定に基づき、次の①から③までの事項を公表する。

① 違反した食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所

② 違反事実（ただし、熊本県情報公開条例（平成12年条例第65号）の規定に照らして不開示情報に該当すると判断されるような例外的な事実があれば、当該事実については公表しない。）

③ 命令の内容

(5) 指示・公表との関係

食品表示基準違反に常習性がなく過失による一時的なものであり、また、命令又は行政指導に伴って表示の是正が行われ、かつ、自主回収若しくは全購入者への連絡又は店舗、ウェブサイト等における違反事実の掲示等の自主的な情報提供が行われている場合には、食品表示法第6条第1項又は第3項及び第7条の規定に基づく指示・公表を行う必要はないものとする。

4 業務停止命令

回収等命令の対象となる場合であつて、製造又は加工の工程管理が不十分であるため正しい表示ができない場合や消費期限、保存の方法等の設定に科学的根拠がなく直ちに適切な設定をすることができない場合等、食品関連事業者等が直ちに食品表示基準に適合した表示を行うことが困難であると認めるときは、一定の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずるも

のとする。この場合における業務の停止期間及び業務の範囲は、食品を摂取する際の安全性の確保の観点から必要最小限のものとする。

また、業務停止命令を行ったときは、3（4）に準じて食品表示法第7条の規定に基づく公表を行う。

なお、食品関連事業者等が自主的に問題のある食品の販売を停止しているときは、業務停止命令を行う必要はないものとする。

5 指示・公表

（1）回収等命令を行うことができる場合に該当しないときの指示・公表

特定事項に関する食品表示基準違反が発覚した場合であって、3（2）に照らして回収等命令を行うことができる場合に該当しないと判断するときは、「第1 食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」（以下「指示・公表の指針」という。）に準じて、食品表示法第6条第1項又は第3項の規定に基づく指示及び同法第7条の規定に基づく公表を行う。

なお、指示の対象は、回収等命令と異なり、食品表示法第6条第1項又は第3項により、食品関連事業者に限定される。

（2）表示が是正された後の指示・公表

食品表示法に基づく指示・公表は、将来に向けた表示の是正を確保し、消費者に情報提供を行うことが目的であるから、食品表示法第6条第8項の規定に基づく措置等により、当面、表示義務違反が解消された場合であっても、直ちに食品関連事業者に対する指示・公表を行う必要がなくなるものではない。

このため、回収等命令若しくは業務停止命令又は3（1）に基づく行政指導を行った結果、特定事項に関する食品表示基準違反が解消し、又は食品表示事業者が自主的に表示を是正したとしても、3（5）に該当する場合以外には、指示・公表の指針に準じて食品表示法第6条第1項又は第3項の規定に基づく指示及び同法第7条の規定に基づく公表を行う。

第3 施行期日

平成27年10月9日から施行する。